

## 大磯町保育所条例の一部を改正する条例

大磯町保育所条例（昭和37年大磯町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、保育所の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「保育所の」を「本町に保育所を設置し、その」に改める。

第3条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条から第6条まで並びに第7条の前の見出し及び同条を次のように改める。

（入所の要件）

第4条 保育所に入所することができる児童は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定により保育の必要性の認定を受けた保護者の児童とする。ただし、児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、当該児童の入所を拒むことができる。

- (1) 疾病その他の事由により、保育所に入所している児童（以下「入所児童」という。）に悪影響を及ぼすおそれのあるとき。
- (2) 身体虚弱で保育に堪えないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長により入所が不適當であると認められたとき。

（退所等）

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入所児童を退所させ、又は保育を停止することができる。

- (1) その入所児童の保護者について、法の規定による保育の必要性の認定を受ける事由が消滅したとき。
- (2) その入所児童が前条第1号又は第2号に該当するに至ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要であると認めたとき。

（目的外使用の許可）

第6条 町長は、保育所の使用目的を妨げない限度において必要と認めたときは、保育所の施設及び設備の目的外使用を許可することができる。ただし、公益に反するおそれがあると町長が認めるときは、この限りでない。

（委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第8条から第12条までを削る。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

平成27年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄